

# 老人デイサービスセンター愛華 通所介護事業所 運営規程

## 第1章 総 則

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人「三愛会」が開設する老人デイサービスセンター愛華（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 この事業を推進するに当っては、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健医療又は福祉サービスを提供するものと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 施設長は、この業務及び施設が法令等の定める所に従って設置運営されるよう配慮し、管理運営の適正化を図らなければならない。

### (事業所の所在地及び名称)

第3条 この事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 老人デイサービスセンター愛華 通所介護事業所
- (2) 所在地 藤枝市大東町58番地

### (利用定員)

第4条 この事業所の定員は、次のとおりとする。

- (1) 利用定員 1日 54名

## 第2章 職員の職種別員数及び職務内容

### (職員の職種別員数)

第5条 この事業所に勤務する職種別職員数の最低限度数は、次のとおりとし、一部の職種については兼務とする。

職種	員数
1. 管理者	1名
2. 介護職員	9名以上
3. 生活相談員	1名以上
4. 看護職員	1名以上
5. 機能訓練指導員	1名以上

(職務の内容)

#### 第6条

- (1) 管理者 業務を統括し、職員を指揮監督する。
- (2) 生活相談員 管理者の命を受け、利用申込者の調整、生活相談、介護に従事する。
- (3) 看護職員 管理者の命を受け、利用者の保健衛生、生活介護に従事する。
- (4) 介護職員 管理者の命を受け、利用者の生活介護に従事する。
- (5) 機能訓練指導員 管理者の命を受け、利用者の日常生活上の機能訓練に従事する。

(職員の勤務体制の確保)

第7条 利用者に対して、適切なサービスが提供できるよう職員の勤務体制を定めておくものとする。

### 第3章 営業日、営業時間

(営業日及び営業時間)

第8条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時20分から午後4時25分まで

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1) 藤枝市（旧岡部町を除く）、焼津市、吉田町、旧島田市

### 第4章 サービスの内容、利用料等

(サービスの内容の説明)

第10条 このサービスの開始に際し、利用申込者又はその家族に対しあらかじめ運営規程の概要、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて具体的な通所介護サービスの内容、利用時間及び費用等について説明を行い、同意を得るものとする。

(事業の内容)

第11条 事業者は、この事業を実施するため、職員に次の事項を実施させるものとする。

- (1) 通所介護計画の作成
- (2) 機能訓練及び日常生活の援助
- (3) 送迎、入浴及び食事の提供
- (4) レクリエーションの実施
- (5) 利用者及び家族からの生活相談
- (6) 認知症老人の介助及び援助
- (7) 要介護認定申請等の援助
- (8) 市町村、居宅介護支援事業者、他のサービス事業者等との連携
- (9) サービス提供記録の作成
- (10) その他この事業に関する事項

(利用料等)

第12条 このサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領であるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項の既定によるほか、利用者から次の利用料の支払を受けることができる。

- (1) 食費
- (2) 排泄物品費用（紙パンツ、パット等）
- (3) レクリエーション活動費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

3 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の署名捺印を受けるものとする。

(利用者の留意事項)

第13条 サービスの利用にあたって利用者が守らなければならない事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設が定めた諸規則を守るとともに、他の利用者に迷惑を及ぼし、集団生活を乱すような言動を慎むこと
- (2) 利用者は、施設、設備を本来の用途にしたがって利用するものとし、故意又は重大な過失によって滅失、破損、汚損若しくは変更をしてはならないこと
- (3) 利用指定日等の取り消し、変更をする場合は、事前に施設に連絡すること
- (4) 外出の場合は、行き先とその理由、及び帰施設日時を申し出て、管理者の許可を受けること
- (5) 火気使用指定場所以外で喫煙しないこと

- (6) 高額な現金、高価な物品は、施設に持ち込まないこと
- (7) 職員や他の利用者に対し、宗教活動、政治活動を行わないこと
- (8) その他、施設長や職員の指示に反する行為をしないこと

## 第5章 その他運営に関する重要事項

### (緊急時の対応)

第14条 利用者の家族等関係者と密な連絡を保持し、サービス提供中の死亡、入院等不慮の状況が発生した場合には、直ちに家族に連絡すること。また、入院治療等を必要とする場合に備え、あらかじめ協力病院を定めておくものとする。

### (虐待防止)

第15条 施設は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 2 施設は、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知する。
- 3 施設は、虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 施設は、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 5 施設は、虐待防止のための取組を行うため、人権擁護・虐待防止担当者を配置する。

### (苦情処理及び損害賠償)

第16条 利用者又はその家族から苦情があった場合には、迅速、かつ、適切な対応をするものとする。

- 2 利用者又はその家族からの苦情に対して、市町村が行う調査に協力するとともに、助言を受けた場合は、改善に努めるものとする。
- 3 利用者に対し賠償すべき事故が生じた場合には、速やかに対応するものとする。

### (業務継続に向けた取組 ~~非常防災対策の設定~~)

第17条 施設は、非常災害及び感染症が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるように、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の非常災害に関して、利用者の生命の安全を確保するために、別に定める防災規定により、地震その他の災害による被害の防止及び軽減に努めなければならない。
- 3 第1項の感染症に関して、予防及び蔓延を防止するための具体的計画を立て、委員会を開催し、定期的に研修及び訓練を行わなければならない。

### (衛生管理)

第18条 利用者が使用する施設、食器その他の設備及び飲料水について、衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 職員及び利用者の清潔の保持並びに健康状態について必要な管理を行うものとする。

### (掲示)

第19条 施設の見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、その他サービスの

内容等重要事項を掲示するものとする。

2 前項は、閲覧可能な形でファイル等で備え置く等でも良いものとする。

(秘密の保持)

第20条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 職員でなくなった者も同様とする。

(職員の研修)

第21条 職員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年6回

(記録の整備)

第22条 設備、備品、職員及び会計に関する記録を整備するものとする。

2. 利用者に対するサービス提供に関する記録を整備し、完結の日から2年間保存するものとする。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか運営管理に関する事項は、法人及び事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

## 付則

この規程は、平成15年3月25日から施行する。

平成18年 7月 1日一部改正

平成19年 4月 1日一部改正

平成20年 1月 1日一部改正

平成21年 9月10日一部改正

平成21年 9月30日一部改正

平成24年 4月 1日一部改正

平成24年 9月 1日一部改正

平成24年10月 1日一部改正

平成27年 7月 1日一部改正

平成27年10月 1日一部改正

平成28年11月 1日一部改正

令和 1年 5月 1日一部改正

令和 1年10月 1日一部改正

令和 1年11月 1日一部改正

令和 3年 7月 1日一部改正